

第1章

学校給食の意義と役割



第1章 学校給食の意義と役割

1 学校給食の意義と役割

(1) 学校給食の意義

我が国の学校給食は、明治22年(1889年)に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において、慈善団体が貧困児童に対する就学奨励のために実施したのが始まりとされている。

学校給食が教育活動の一環として位置付けられたのは、昭和21年12月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達である。学校給食には、貴重な教育上の意義があり、昭和29年に、「学校給食法」が制定されたことで、学校給食の法的根拠が明確になり、児童生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与することを目的に、学校教育活動として実施されるようになった。

学校給食の食事内容については、昭和30年代には脱脂粉乳から牛乳へ移行し、昭和50年代には米飯給食が導入され、献立内容は多様化し、セレクト給食やバイキング給食も行われるようになった。このように時代と共に変化してきた学校給食は、戦後における、児童生徒の体位向上に大きく貢献しているといわれている。

さらに学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達を目指し、毎日の食事を通じて望ましい食生活習慣の形成を図るものであることから、健康教育の一環として捉えられ、実践的、総合的な内容を持つものとして、より一層の充実が図られてきた。

しかし、今日の食生活を取り巻く社会環境の変化は、豊かな食生活をもたらしている一方で、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満や過度の痩身などをもたらし、生活習慣病の増加の要因とも指摘されるようになった。

このような状況から、学校給食を活用した食育の推進を図ることを目的とし、平成20年に「学校給食法」の大幅な改正がなされた。学校給食は、時代の流れと共に目的を変化させながら実施され、今日に至っている。

(2) 学校給食の役割

学校給食は、成長期にある児童生徒に必要な、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の指導において活用することができる。

特に給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせる。

また、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

2 学校給食に関わる法律等

(1) 学校給食法

中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(平成20年1月)」を踏まえ、平成20年6月に一部改正された学校給食法の概要は以下のとおりである。(平成21年4月1日施行)

学校給食法

第一条（法律の目的）

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

第二条（学校給食の目標）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

第八条（学校給食実施基準）

- 1 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準（「学校給食実施基準」）を定めるものとする。
- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

第九条（学校給食衛生管理基準）

- 1 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（「学校給食衛生管理基準」）を定めるものとする。
- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。
- 3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（2）夜間課程を置く高等学校・特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律等

夜間課程を置く高等学校における学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施については、「学校給食法」「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に基づき実施されている。

また、幼児生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容については、夜間学校給食実施基準並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準、衛生管理については、学校給食衛生管理基準（学校給食法第九条）に基づき適切に行うこととされている。

（3）栄養教諭の法的位置付け

栄養教諭は、「教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ教員」として、その職務は、学校教育法第37条に「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」（小学校以外の学校については準用規定）と規定されている。

学校給食法においては、栄養教諭の給食管理に関する職務について、第7条に、食に関する指導に関する職務については、第10条に新たに示されている。

学校給食法

第七条（学校給食栄養管理者）

義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

第十条

- 1 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。
- 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

また、栄養教諭が行う指導と管理については、都道府県教育委員会等に対し「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について(平成16年文科ス第142号)」において、以下のような内容で通知された。

（1）指導

- ①児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導を行うこと。
- ②学級担任、教科担任等と連携して、関連教科や特別活動等において食に関する指導を行うこと。
- ③食に関する指導に係る全体的な計画の策定等に参画すること。

（2）管理

- ①学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理を行うこと。
- ②児童生徒の栄養状態等の把握を行うこと。
- ③食に関する社会的課題等に関する情報の把握などを行うこと。

さらに、栄養教諭の職務の具体的内容については、平成16年1月の中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」において示された。概要は以下のとおりである。

栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとしてその職務とすることが適当である。

(1) 食に関する指導

① 児童生徒への個別的な相談指導

児童生徒の食生活の現状にかんがみ、偏食傾向や肥満傾向、食物アレルギー等のある児童生徒に対し、個別的な指導・助言を行う食に関するカウンセラーとしての役割が期待される。その際、保護者に対する助言など家庭への支援や働きかけも併せて行うことが重要である。

② 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導

教科・特別活動等における食に関する指導については、学校給食との関連を図ると同時に学級担任や教科担任と連携しつつ、栄養教諭がその専門性を活かした指導を行うことが重要である。

③ 食に関する教育指導の連携・調整

食に関する指導は、給食の時間だけでなく、関連教科等に幅広く関わるため、関係教職員の連携・協力が必要である。また、啓発活動や保護者への助言等、家庭や地域との連携も重要である。栄養教諭は、専門性を活かし、学校の内外において、食に関する教育のコーディネーターとしての役割を果たしていくことが期待される。

(2) 学校給食の管理

学校給食に係る栄養管理や衛生管理等は専門性が必要とされる重要な職務であり、栄養教諭の主要な職務の柱として、より一層の積極的な取組が期待される。同時に、情報化の推進などにより管理業務の効率化を図り、食に関する指導のために必要な時間を確保できるように工夫していくことが求められる。

(3) 食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開

栄養教諭は、生きた教材である学校給食の管理と、それを活用した食に関する指導を一体的に展開することが可能であり、高い相乗効果が期待できる。それによって、学校給食の教材としての機能を最大限に引き出せるだけでなく、食に関する指導によって得られた知見や情報を給食管理にフィードバックさせることも可能となる。

(4) 食育基本法

平成17年6月に制定された食育基本法は、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

本法律の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」と規定し、特に児童生徒に対する食育を重視している。

3 教育課程における学校給食の位置付け

(1) 特別活動としての学校給食

昭和 33 年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂において、初めて学校給食の教育課程における位置付けが明確にされた。その後学校給食は、特別活動の「学級活動」として位置付けられ、現在に至っている（下表参照）。

学習指導要領改訂年度等	学校給食に係る主な改訂内容
昭和 33 年度（小学校及び中学校）	教育課程に初めて「学校行事等」として位置付け
昭和 43 年度（小学校） 昭和 44 年度（中学校）	特別活動の中の「学級指導」に位置付け
平成元年（小学校及び中学校）	健康教育の一環として「学級活動」に位置付け

(2) 食育の推進と学校給食

平成 20 年 3 月に告示された幼稚園教育要領及び小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に、初めて食育に関する記述が加えられた。食育が学習指導要領総則に記述された意義は大きく、「学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」と規定されているとおり、食育は、あらゆる教育活動を通じて横断的に取り組むことが重要である。

平成 29 年 3 月、文部科学省より告示された小学校学習指導要領の総則では、食育の推進について、「体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、（中略）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」と規定している。

また、教育課程の編成における共通的事項として、「給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること」と規定し、給食の時間の取扱いをより明確にした。さらに、教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意することについて新たに規定され、学校運営上の留意事項として位置付けられた。

小学校学習指導要領

第 1 章 総則

第 1 小学校^(※1) 教育の基本と教育課程の役割

2－(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童^(※2)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動^(※3)の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間^(※4)などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

注：上記(※1)(※2)(※3)(※4)の部分、以下により読み替える。

〈中学校学習指導要領〉 ※1：中学校 ※2：生徒 ※3：保健体育、技術・家庭科及び特別活動
※4：各教科、道徳科及び総合的な学習の時間

〈特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〉 ※1：小学部及び中学部における ※2：児童又は生徒
※3：小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動
※4：各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動

なお、特別活動については、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点を踏まえて目標及び内容が整理され、特別活動の各活動及び学校行事を通して育成する資質・能力を明確にしている。

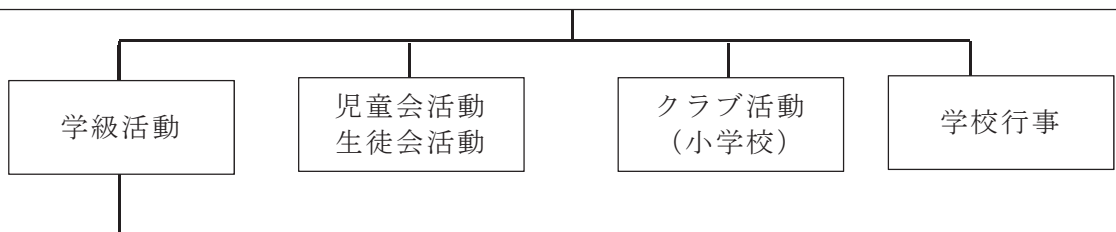
学校給食については、小学校学習指導要領の「学級活動 2 内容 エ（中学校はオ）」の「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」の中に位置付けられている。

特別活動

第1 目標（小学校）

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（※中学校：人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。



学級活動

1 目標（小・中学校共通）

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

（小学校）

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

（中学校）

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
第二十六条の二 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

教育基本法

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

学校教育法

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。
第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第二十一条〔普通教育の目標〕

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

学校給食法

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

学習指導要領

- 第1章 総則 第1-2-(3)
- <小学校>
第6章 特別活動 第2-2-(2)
- <中学校>
第5章 特別活動 第2-2-(2)